新潟県立三条高等学校　令和７年度　部活動に係る活動方針

１．目標

（１）部活動は学校教育の一環として実施する。

（２）余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。

（３）技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

２．本年度の部活動

（１）本年度設置する部活動について

［１］陸上競技、［２］ソフトテニス、［３］硬式野球、［４］卓球、［５］バレーボール、［６］バスケットボール、［７］剣道、［８］弓道、［９］山岳、[10]サッカー、[11]ダンス、[12]テニス、[13]バドミントン、[14]水泳・体操等、[15]文学、[16]物理・化学、[17]生物・園芸、[18]地学、[19]合唱、[20]吹奏楽、[21]美術、[22]書道、[23]英語、[24]演劇、[25]放送、[26]写真、[27]囲碁・将棋、[28]漫画研究、[29]競技かるた

（２）活動時間及び日数について

次の①②③を基本とするが、練習試合や大会等がある場合は校長に相談する。

① **活動時間**　学期中：平日２時間、週休日等３時間程度（練習試合や大会等を除く）
長期休業中：平日・週休日等３時間程度　（練習試合や大会等を除く）

② **休養日**　１週間のうち平日１日以上、週休日等１日以上の週２日以上を基本とし、年間 100 日以上、うち週休日等に 50 日以上の休養日を設定する。
別紙「年間活動計画（〇〇部)」による。

③ **その他**

・定期考査１週間前（土日含む）は部活動を行わない。

・学校閉庁日は部活動を行わない。

（３）大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

① 高体連・高野連・高文連が主催、共催、後援する大会とする。

② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する)。

３．部活動運営について

（１）生徒の安全・健康への配慮

特に、運動部活動においては、活動中の重大事故が発生する可能性もあることから、部活動顧問は、事故防止の観点から、施設設備等の状況（気温、湿度、危険箇所等）を確認し、危険性が予測される場合には必要な措置をとる。また、活動中は生徒の健康状態等に留意し、注意を要する生徒は、必要に応じて活動を中止して休養させるなど適切な対応をとる。

（２）体罰や暴言等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

（３）保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

部費等を徴収する場合は、各部の金融機関口座で管理し、徴収額の明細について保護者に示すとともに、年度末に決算し、会計報告を保護者に示す。